

神戸学院法学

第28卷 第4号

論 説

ケベック旧民法典の制定……………大島俊之(一)

イラン・アメリカ請求権裁判所(一)……………川岸繁雄(五)

——当事者適格と許容性……………川岸繁雄(五)

資 料

一九七九年二月七日法律第四八号

(保険代理人全国名簿の作成と職務)等

——イタリア保険法典(八)……………岡田豊基(1)

家族法典 一九八六年(続)

——カナダ・オンタリオ州……………村井衡平(67)

1999年2月

神戸学院大学法学会